

FAQ

- * VC 等:ベンチャーキャピタルおよびシードアクセラレータ等
- * STS: シード期の研究開発型ベンチャー

1. 認定 VC による出資検討に関して

Q 認定 VC 配信用のエントリーシートの提出は必須ですか？

A 必須ではありません。個別に認定 VC にコンタクトして投資検討を依頼することも可能です。

Q 認定 VC への個別のコンタクトはどうすればよいでしょうか。

A 公募の Web ページに掲載される認定 VC 連絡先一覧に記載されている連絡先にメールして頂くか、公募説明会で、名刺交換した認定 VC のメンバーに直接コンタクトしてください。

Q エントリーシートの提出と認定 VC への個別のコンタクトの両方を行ってもいいですか？

A コンタクトを制限するものではありません。

Q エントリーシートを NEDO に提出したのですが、認定 VC から何の連絡もないのですが。

A 認定 VC がエントリーシートの内容に興味を持てば、記載の連絡先に個別にオファーがありますが、そうでない場合は、何の連絡もありません。

各認定 VC の検討状況は NEDO は把握していませんので、本件について、NEDO へのご質問はご遠慮ください。

Q 複数の認定 VC からオファーが来たのですが。

複数の認定 VC と個別コンタクトしてもいいですか。

A 複数の認定 VC に投資検討して頂き、自分たちの条件に合うところを選定してください。

Q 認定 VC から毎日のように資料の要求があつて大変なのですが。

A 認定 VC は自社の投資委員会に諮るのに必要なデータを集めるために質問をします。

質問される部分は御社の資料に足らない視点だという認識の元、至急煮詰めてご回答ください。

また、一度質問された部分はしっかり意を酌んで自分の資料に反映されることをお勧めします。多くの認定 VC は基本的に同じような視点で御社のビジネスをチェックしています。

2. STS の出資に関して

Q 応募に際して、認定 VC からの出資意向確認書は必須ですか？

A 出資意向確認書もしくは出資報告書が必須になります。

公募要領指定日以降、申請時までに出資を受けた STS については、出資意向確認書の代わりに出資報告書を提出してください。それ以外の STS については出資意向確認書が必須です。公募期間内に、認定 VC に投資検討と意志決定をしてもらい、認定 VC が発行する出資意向確認書を入手してください。

尚、出資意向確認書は、認定 VC の意思により投資に値すると判断された STS に発行されるものであり、出資検討依頼を行った全ての STS に発行されるものではありません。

また、認定 VC の意思決定には NEDO は一切関与しませんのでご注意願います。

Q 認定 VC からの出資を受けた結果、資金調達額が2億円をこえても良いですか？

A 2億円以上の出資が規制されているのは、申請時(申請日)です。申請日以降に投資を受けた結果、又は NEDO 助成事業期間中に追加投資を受けた結果、資金調達額が2億円を越えても問題はありません。

Q STS が既にクラウドファンディングにより出資を受けている場合、これは本事業で条件とされる「業として出資を行う者から2億円以上の出資を受けていないこと」の出資にカウントされますか？

A クラウドファンディングについては、業として出資を行う者からの出資にカウントします。

Q 本事業で STS に対する交付条件とされる助成対象費用の 1/3 以上の出資として、オプション(新株予約権、新株予約権付社債や転換社債(CB))は対象となりますか？

A 今回の公募では 2018 年 2 月 14 日以降に付与され、採択決定から 1 ヶ月後までに行使され株式に転換される場合は、対象となります。

3. STS の申請に関して

Q STS の子会社を海外に設立することは可能ですか？

A 可能です。ただし、STS については、助成期間中は、その事業活動に係る主たる技術開発および意思決定のための拠点を日本国内に有することが必要です。

Q 事後的に、資本金と従業員数が共に中小企業であることの条件から外れる場合、また申請時には、大企業やみなし大企業に該当しなかったが、採択後に該当した場合はどうなりますか？

A 条件から外れた時点で NEDO 助成事業は中止となります。その時点までの実績報告書を作成頂き、確定検査を行った後、確定した経費に対するお支払いを行います。

Q 本事業による助成を受けようとする STS が、既に別の公的資金を原資とする助成事業に採択されています。この場合、重ねて申請できますか？

A 申請することはできますが、事業の目的、内容が同一であると認められる案件は、重複して助成を受けることはできません。

Q 英語版の申請書はありますか？

A 英語版の申請書の用意はありません。公募要領 p7「2-2.申請に関する注意」の(5)に記載があるとおおり、申請書は日本語で作成して下さい。

Q 情報項目ファイル(エクセル)は何に必要なのでしょうか？

A NEDO で作成するプロジェクトマネジメントシステムの元データとなります。

申請書の記載内容と違う場合が散見され、トラブルの原因になりますので、申請書の最終版から転記頂くか、記載内容に間違いがないことを確認してからご提出ください。

Q チェックリストに電子ファイルの提出が求められていますが、何の目的ですか？

A 電子ファイルは、一部書面審査の際のファイルのやりとりに用います。

申請書の表紙+添付資料1~2(別紙を含む)は 1 つの pdf にして、ファイル名に申請社名を用いてください。

追加資料は別ファイルとし、上記ファイルには含めないでください。

4. STS 助成に関して

Q STS に対して NEDO からの助成金はいつ支払われますか？

A 助成金は原則として、実際に助成事業に要した経費の支払い確認後の後払いになります。具体的には、年度毎に当該年度の支出が適正な対象経費であったかや、金額の妥当性について NEDO が検査を行い、助成額を確定した後に支払いを行います。但し、事業の進捗に応じて毎月概算払を行うこともできます。概算払の詳細については、事業開始後のマニュアルをご参照頂るか、別途、NEDO にお問い合わせください。

Q 現在社員に給与を払っていませんが、NEDO の助成金を得られた場合にそこから給与を出すことは出来ますか？

A 本助成金は給与支給を支援するものではありません。また、助成金はあくまで対象経費の実支出に対し、その一部を負担するものです。労務費は対象経費ですが、労務費としての支出が発生しなければ対象とはできません。

Q 出勤時間×想定される専従率で労務費を求めてもいいですか？

A いいえ。本助成事業では健保等級等から算定される労務費の時間単価から NEDO の事業に直接作業を行った時間分だけが労務費として計上可能です。計上された労務費の助成対象費用に助成率を乗じた分を NEDO が助成します。

Q 労務費に計上できるのは NEDO の事業に直接作業を行った時間分とありますが、具体的にはどのような作業ですか？

A 申請書の助成事業実施計画書(添付資料2)に記載された、各目標を達成するための実験や調査などの具体的な作業のことを言います。社内連絡や受発注行為(伝票の整理)、社長であれば社長としての業務時間は NEDO 事業を遂行する上での間接業務と見なされ、労務費の計上は認められません。

公募要領の P23 に示された NEDO の直接経費で賄えない経費分として別途手当をして頂く必要があります。

Q 他の民間企業と外注委託契約、共同開発契約、研究委託契約を結んで試作をしたいのですが、可能でしょうか？

A “外注”とは、仕様書に則って作業を進めれば納品物が生成されるものを指し、発注先に研究要素が無いことが求められます。本制度では“委託”は研究要素が有る場合に使います。上記、外注委託契約、共同開発契約、研究委託契約を締結するものは研究要素が有ると見なされ、計上が認められません。「〇〇の検討」というような発注件名も研究要素があると疑われる可能性があります。ただし、NEDO に計上せず、自社の資金で進めて頂く分には問題ありません。発注後のトラブルを防ぐため、発注前に NEDO 担当者が事前確認させていただきます。申請書の研究体制に共同研究先企業を記入する場合は上記の点を特にご注意ください。不明な場合は申請前に NEDO にお問い合わせください。

Q 特許出願費は、助成対象として認められますか？

A 特許出願費は、助成対象としては認められません。

Q 出願した特許の帰属はどちらになりますか？

A 本助成事業の場合、権利の帰属は事業者になります。

Q 海外研究機関との共同研究費は助成対象費用となりますか？

A 助成対象費用とはなりません。

Q 海外の治験費用は助成対象費用となりますか？

A 治験そのものに研究的要素が無い場合、治験データを取る為の仕様が明確で研究要素を含まない場合には助成対象経費となります。その他経費の「外注費」として申請してください。

5. STS の収益納付に関して

Q STS が収益納付すべき期間は何年間ですか？

A 助成事業の完了年度の翌年度以降10年間とします。

Q STS が収益納付すべき対象は何ですか？特許ライセンスや特許売却による収益も含まれますか？

A 対象は当該事業成果が活用された事業により得た利益(産業財産権等によるものを含む)であり、特許ライセンスや特許売却による収益を含みます。

Q 収益納付は税法上どう扱われますか？

A 本件は、御社の決算に関わることでありますので、会計士等と相談して決定して下さい。

6. STS に対する VC の支援業務に関して

Q 認定 VC が出資意向確認書を出し、審査を経て採択された STS への出資を、認定 VC の意思で中止することはできますか？

A 最終的な出資実行の判断は認定 VC によりますので可能です。その場合、出資が条件となっている当該 STS の採択決定も取り消しとなります。なお、NEDO は認定 VC に事前に出資中止の理由を文書で提出させ、その理由を適切ではないと判断した場合には、VC の認定も取り消します。

Q 認定 VC と出資先との間で、事業開始後に事業実施上の問題が生じた場合はどこに相談すればよいですか？

A NEDO イノベーション推進部担当者にご相談ください。

Q 認定 VC の義務として、採択された STS から、ハンズオンによる支援及びその他の支援に係わる指導料、手数料その他の料金を徴収しないこととあるが、例えば、インキュベーションの施設利用料等も認められないのか？

A 施設利用料など実費のかかるもの等経費によっては“その他の料金徴収”とは見なさない場合があります。詳細項目は NEDO イノベーション推進部担当者にご相談ください。

7. e-Rad に関して

Q 調査研究のメンバー等は e-Rad の登録が必要ですか？

A e-Rad には、研究代表者1名が主任研究員として登録されていれば OK です。

一方、調査研究を行うメンバーは、他の研究員と同様に研究目標に相応の調査研究の目標を立て助成事業実施計画書の目標項目に記載した上で、その調査研究を行う研究員として「(添付資料2)の助成事業実施計画書の「1 研究開発の体制等 (1) 研究組織(図示すること)」の図の中に、名前、役割等を記載し、また、「別紙2 助成事業経費内訳表」の労務費に計上しておく必要があります。不明な点は、NEDO に直接お問い合わせください。

Q e-Rad の登録は研究員だけで良いですか？ 会社の登録も必要ですか？

A 所属機関の所属研究機関コード、及び主任研究者(研究代表者)の研究者番号の両方が必要です。

もし、これから会社設立するなど、所属機関の登録をされていない場合は、所属研究機関の登録から行って下さい。その後研究代表者の研究者登録を行い、最後に「応募内容提案書」を出力し、本公募の提出書類としてください。

尚、所属機関コード、主任研究者の研究者番号は「情報項目ファイル」(Excel ファイル)に必ず記載してください。

Q 申請時に会社設立前なので、e-Rad 登録が出来ない(研究機関登録が出来ない)のですが、どうすればいいですか？

A 会社設立前の申請者に限っては、申請時にe-Rad 登録が完了していなくても結構です。採択審査に影響しません。申請前か申請時にその旨 NEDO にご連絡下さい。また、情報項目ファイルのe-Rad 登録員 No.記載欄(66),(67)には会社設立後「会社設立中」と記載下さい。速やかにe-Rad の登録を行って、NEDO にご連絡下さい。尚、e-Rad 未登録の場合には、採択となった場合でも、交付決定時期が遅れる場合があります。

以上